

## IP告知端末等貸与申請書

平成 年 月 日

東京都三宅島三宅村長 殿

下記物品の貸与を申請します。

住 所	三宅島三宅村
氏 名	Ⓜ
電話番号	

## 記

貸与品	<input type="checkbox"/> IP告知端末機	1台
	<input type="checkbox"/> 告知用光変電装置（D-ONU）	1台
	<input type="checkbox"/> テレビ用光変電装置（V-ONU）※地上デジタル放送難視聴世帯のみ	1台

## ※ 三宅村情報通信基盤整備 IP告知端末等貸与規定順守事項

- 1 村長から物品貸与の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、貸与物品に破損等が生じないよう善良な管理を行うものとし、破損等が生じた時は直ちにその状況を村長に報告しなければならない。
- 2 貸与物品は、使用目的以外に使用してはならない。
- 3 使用者は、貸与を受けた物品を村長の許可を受けずに譲渡し、又は破棄してはならない。
- 4 使用者は、機器の取扱説明書に沿った取り扱いをしなければならない。
- 5 使用者は、自己の責に帰すべき理由により貸与物品を破損又は消滅した時は、損害を賠償しなければならない。
- 6 天災、火災等により破損、滅失した場合で特に村長が認めるものについては、損害賠償は免除する。

三宅村管理欄

IP告知端末機	管理番号	
---------	------	--